

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.10.3	R7.11.4	許可番号〇〇 〇〇 貸借対照表（令和6年、令和5年、令和4年） / 損益計算書（令和6年、令和5年、令和4年） / 役員等の一覧表（令和7年3月13日受付） 許可番号〇〇 〇〇 貸借対照表（令和5年、令和4年、令和3年） / 損益計算書（令和5年、令和4年、令和3年） / 役員等の一覧表（令和7年3月5日受付） 許可番号〇〇 〇〇 貸借対照表（令和5年、令和4年、令和3年） / 損益計算書（令和5年、令和4年、令和3年） / 役員等の一覧表（令和7年3月13日受付） 許可番号〇〇 〇〇 貸借対照表（令和5年、令和4年、令和3年） / 損益計算書（令和5年、令和4年、令和3年） / 役員等の一覧表（令和7年3月14日受付） 許可番号〇〇 〇〇 貸借対照表（令和6年、令和5年、令和4年） / 損益計算書（令和6年、令和5年、令和4年） / 役員等の一覧表（令和2年12月2日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（令和6年、令和5年、令和4年） / 損益計算書（令和6年、令和5年、令和4年） / 役員等の一覧表（令和3年1月27日受付） 許可番号〇〇 〇〇 貸借対照表（令和5年、令和4年、令和3年） / 損益計算書（令和5年、令和4年、令和3年） / 役員等の一覧表（令和3年3月8日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（令和6年、令和5年、令和4年） / 損益計算書（令和6年、令和5年、令和4年） / 役員等の一覧表（令和5年3月8日受付） 許可番号〇〇 〇〇株式会社 貸借対照表（令和6年、令和5年、令和4年） / 損益計算書（令和6年、令和5年、令和4年） / 役員等の一覧表（令和6年5月24日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 貸借対照表（令和6年、令和5年、令和4年） / 損益計算書（令和6年、令和5年、令和4年） / 役員等の一覧表（令和7年5月16日受付）	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課
2	R7.9.5	R7.11.5	・まちづくり団体登録申請書及び添付資料 ・まちづくり団体 令和6年度 活動状況報告書 ・06都市政土第819号「維持管理報告書」 ・06都市政土第819号-2「再開発等促進区を定める地区計画の区域内における維持管理等報告書の提出について（晴海地区第5-7街区）」 ・05都市政土第1120号「管理責任者選任届及び誓約書」 ・05都市政土第1120号-2「再開発等促進区を定める地区計画の区域内における管理責任者選任届及び誓約書の提出について（晴海地区 5-3, 5-4, 5-5, 5-6, 5-7街区）」	94	1						1	1	1					（7条2号） 担当者氏名、顔写真は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （7条3号） 電話番号、メールアドレスは、法人が公にしている電話番号やメールアドレスであり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （7条4号） 印影は、公にすることにより、偽造等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 また、建物内部の間取りが分かる部分は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
3	R7.9.5	R7.11.5	・27都市政土第152号「東京都市計画地区計画 晴海地区地区計画（5-3～5-7街区）の企画提案書の提出について（東京都決定）211回（11月）都計審」 ・27都市政土第153号-2「東京都市計画地区計画 晴海地区地区計画（5-3～5-7街区）の企画提案書の提出について（東京都決定）211回（11月）都計審」 ・27都市政土第218号「東京都市計画地区計画の変更 都市計画原案の作成及び公告について（晴海地区地区計画（第5-3から第5-7街区及び第3地区C-2街区）、東京都決定）16条縦覧・説明会 第211回（11月）都市計画審議会案件」 ・27都市政土第387号「東京都市計画地区計画の変更 都市計画原案の作成及び公告について（晴海地区地区計画（第5-3から第5-7街区及び第3地区C-2街区）、東京都決定）17条縦覧・意見照会・協議 第211回都市計画審議会（11月審）案件」 ・27都市政土第555号「東京都市計画地区計画晴海地区地区計画の変更について」 ・27都市政土第556号「東京都市計画地区計画の変更について（協議）（晴海地区地区計画：東京都決定）第211回東京都市計画審議会案件」 ・27都市政土第654号「東京都市計画地区計画 晴海地区地区計画の決定について」 ・27都市政土第656号「東京都市計画地区計画の変更に係る付議について（晴海地区地区計画：東京都決定）第211回東京都市計画審議会案件」 ・27都市政土第711号「東京都市計画地区計画の変更に係る告示等について（晴海地区地区計画：東京都決定）第211回都市計画審議会案件」 ・27都市政土第712号「東京都市計画地区計画の変更に係る告示等について（晴海地区地区計画：東京都決定）第211回都市計画審議会案件」 ・31都市政土第1079号「東京都市計画地区計画晴海地区地区計画企画提案書の一部見直し報告について（第5-3・5-4・5-5・5-6・5-7街区）」 ・31都市政土第1080号「東京都市計画地区計画晴海地区地区計画企画提案書の一部見直し報告について（第5-3・5-4・5-5・5-6・5-7街区）」 ・03都市政土第367号「東京都市計画晴海地区再開発促進区を定める地区計画企画提案書の一部見直し報告書の一部変更の報告について（第5-3、5-4、5-5、5-6、5-7街区）」 ・03都市政土第386号「東京都市計画晴海地区再開発促進区を定める地区計画企画提案書の一部見直し報告書の一部変更の報告について（第5-3、5-4、5-5、5-6、5-7街区）」 ・05都市政土第44号「東京都市計画晴海地区地区計画（第5-3、5-4、5-5、5-6、5-7街区）企画提案書の一部見直し報告について」 ・05都市政土第44号-2「東京都市計画晴海地区地区計画（第5-3、5-4、5-5、5-6、5-7街区）企画提案書の一部見直し報告について」 ・05都市政土第913号「東京都市計画晴海地区再開発等促進区を定める地区計画（第5-3,5-4,5-5,5-6,5-7街区）の企画提案書の一部見直し報告について」 ・05都市政土第913号-2「東京都市計画晴海地区再開発等促進区を定める地区計画（第5-3,5-4,5-5,5-6,5-7街区）の企画提案書の一部見直し報告について」 ・06都市政土第145号「まちづくり団体の登録について（三井不動産商業マネジメント株式会社「ららテラス HARUMI FLAG」）」 ・06都市政土第452号「東京都市計画晴海地区再開発等促進区を定める地区計画（第5-3、5-4、5-5、5-6、5-7街区）の企画提案書の一部見直し報告について」 ・06都市政土第452号-2「東京都市計画晴海地区再開発等促進区を定める地区計画（第5-3、5-4、5-5、5-6、5-7街区）の企画提案書の一部見直し報告について」	937	1												—	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
4	R7.10.20	R7.11.5	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇 建設業許可申請書（令和2年11月16日受付） 変更届出書（第30期） 現に閲覧に供している部分に限る	25	1							1						（7条4号） 印影および署名は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課
5	R7.10.20	R7.11.5	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇 変更届出書（令和7年2月20日受付） 変更届出書（第34期、33期、32期、31期） 現に閲覧に供している部分に限る	52	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課
6	R7.10.22	R7.11.6	4都市建第1342号 建設業法及び住宅瑕疵担保履行法関連窓口業務委託の総合評価競争入札による契約締結における提出された提案書に対する技術的な審査及び評価並びに審査結果（技術点）の通知	8	1							1						（7条3号） 「建設業法及び住宅瑕疵担保履行法関連窓口業務委託の審査結果（技術点）について（通知）」内の技術点各項目の点数については、開示することにより当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					一部開示	不開示	不開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R7.9.2	R7.11.7	東京動画掲載の「みんなで取り組む豪雨対策」について、動画の制作経費がわかる文書 支出命令書（令和6年度流域対策等に係る映像制作業務委託）	※	1					1								(7条3号) 口座情報は、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営が損なわれるため。	都市整備局都市 基盤部調整課
8	R7.9.2	R7.11.7	東京動画掲載の「東京物流ビズ～再配達削減へ私たちができることを」、「東京物流ビズ～再配達を減らし持続可能な物流社会へ」、 「東京物流ビズ～注文するときの工夫で再配達削減にご協力ください」について、動画の制作経費がわかる文書 ・内訳書（令和5年度再配達削減の取組に関する実施運営等業務委託） ・内訳書（令和5年度再配達削減の取組に関する実施運営等業務委託（その2）） ・内訳書（令和6年度再配達削減等物流の効率化の取組に関する動画制作業務委託）	※	1													—	都市整備局都市 基盤部交通企画課
9	R7.9.2	R7.11.7	東京動画掲載の「選手村（晴海五丁目西地区）ストーリー動画」について、動画の制作経費がわかる文書 ・支出命令書（晴海五丁目西地区整備事業ストーリー動画制作委託）	※	1					1								(7条3号) 口座情報は、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営が損なわれるため。	都市整備局市街 地整備部再開発課
10	R7.11.4	R7.11.7	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和7年10月末現在）	※	1													—	都市整備局市街 地整備部建設課
11	R7.9.10	R7.11.10	令和7年9月8日に開催された〇〇計画近隣説明会に關しての説明会資料	※	1													—	都市整備局市街 地整備部調整課
12	R7.9.10	R7.11.10	令和7年9月8日に開催された〇〇計画近隣説明会に關しての議事録	※	1					1								(7条2号) 出席者の氏名（標識設置届に記載された氏名を除く。）、質疑を行った近隣住民の氏名、住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	都市整備局市街 地整備部調整課
13	R7.9.12	R7.11.10	・換地明細 湊二丁目東ほか13地区 ・新旧地番対照表 田畑二丁目付近ほか1地区 ・施行地区位置図、換地図 ・換地明細 上野第二ほか9地区	※	1													—	都市整備局市街 地整備部区画整理課
14	R7.9.12	R7.11.10	・換地明細 千代田区飯田町ほか110地区 ・施行地区位置図、換地図、換地明細 晴海三丁目西ほか7件	※					1									当該公文書は、保存期間10年の文書であって、廃棄済みであり、現在は存在しない。 当該公文書については、現に保有していないため存在しない。 特別区が所管する事務に関する文書であり、東京都は保有しておらず、存在しない。	都市整備局市街 地整備部区画整理課
15	R7.9.12	R7.11.10	西国分寺 新旧・旧新地番対照表	12	1													—	都市整備局多摩 まちづくり政策 部多摩ニュータ ウン課
16	R7.9.12	R7.11.10	相原・小山地区 旧新 新旧 地番対照表	127	1													—	都市整備局多摩 まちづくり政策 部多摩ニュータ ウン整備事務所
17	R7.10.29	R7.11.10	東京都市計画河川 善福寺川計画図（東京都中野区弥生六丁目〇番〇号付近）	1	1													—	都市整備局都市 基盤部調整課
18	R7.10.10	R7.11.11	許可番号〇〇〇〇 貸借対照表（令和6年）/ 損益計算書（令和6年）/ 役員等の一覧表（令和7年4月7日受付） 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表（令和6年）/ 損益計算書（令和6年）/ 役員等の一覧表（令和7年5月30日受付） 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表（令和6年）/ 損益計算書（令和6年）/ 役員等の一覧表（令和7年9月3日受付） 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表（令和6年）/ 損益計算書（令和6年）/ 役員等の一覧表（令和3年2月8日受付） 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表（令和6年）/ 損益計算書（令和6年）/ 役員等の一覧表（令和7年7月10日受付） 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表（令和6年）/ 損益計算書（令和6年）/ 役員等の一覧表（令和2年10月30日受付） 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表（令和6年）/ 損益計算書（令和6年）/ 役員等の一覧表（令和5年4月20日受付） 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表（令和6年）/ 損益計算書（令和6年）/ 役員等の一覧表（令和3年11月26日受付） 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表（令和6年）/ 損益計算書（令和6年）/ 役員等の一覧表（令和7年4月15日受付）	※	1													—	都市整備局市街 地整備部建設課
19	R7.10.24	R7.11.12	・「公開による意見の聴取（公聴会）の開催について（令和7年10月23日）」に係る起案 ・公聴会（令和7年10月23日開催）に関する公告文配置図及び写真	※	1													—	都市整備局市街 地整備部調整課
20	R7.10.24	R7.11.12	・公聴会公述人名簿 ・公聴会傍聴人名簿（マスコミ）	※	1					1								(7条2号) 住所、氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	都市整備局市街 地整備部調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					一部開示	不開示	不開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
21	R7.10.24	R7.11.12	2025年10月23日に行われた東京都告示第973号に関する公聴会に関連して (1) 上記公聴会の議事録 (2) 上記公聴会について主催者が録音したデータ (3) 上記公聴会について主催者が録画したデータ (4) 上記公聴会に参加した傍聴人の一覧表 (5) 上記公聴会の終了時刻が分かる文書 (6) 上記公聴会では公述希望の公述人が実際に公聴会で発言できなかった例があると聞く。対象の公述人は何人いて、その公述はどのように扱われるか。検討した資料及びその根拠規定			1				1				1				・(1)、(3)、(4)、(5)及び(6) 実施機関では当該公文書を作成又は取得しておらず不存在。 ・(2) (7条2号) 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため。 (7条5号) 都の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。 (7条6号) 都の内部における事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部調整課
22	R7.9.9	R7.11.12	2025年9月8日に開催された〇〇計画近隣説明会に關しての開催告知文(案)	※	1													—	都市整備局市街地建築部調整課
23	R7.9.9	R7.11.12	2025年9月8日に開催された〇〇計画近隣説明会に關しての議事録	※	1					1								(7条2号) 出席者の氏名(標識設置届に記載された氏名を除く。)、質疑を行った近隣住民の氏名、住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部調整課
24	R7.10.14	R7.11.13	許可番号〇〇〇〇 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和2年11月12日受付) 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和2年12月16日受付) 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和7年8月25日受付) 許可番号〇〇〇〇(〇〇) 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和7年9月9日受付) 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表(令和5年)/損益計算書(令和5年)/役員等の一覧表(令和3年4月9日受付) 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和3年7月5日受付) 許可番号〇〇〇〇(〇〇) 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和4年8月18日受付) 許可番号〇〇〇〇(〇〇) 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和4年12月7日受付) 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和5年9月11日受付) 許可番号〇〇〇〇(〇〇) 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和6年6月14日受付)	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設課
25	R7.10.15	R7.11.13	許可番号〇〇(有)〇〇 変更届出書(57期) 許可番号〇〇(有)〇〇 変更届出書(34期) 許可番号〇〇〇〇(株) 変更届出書(37期) 許可番号〇〇(株)〇〇 変更届出書(33期) 許可番号〇〇(株)〇〇 変更届出書(18期、17期) 許可番号〇〇(株)〇〇 変更届出書(18期) 許可番号〇〇(株)〇〇 変更届出書(16期) 許可番号〇〇(株)〇〇 変更届出書(18期) 許可番号〇〇(株)〇〇 変更届出書(18期) 許可番号〇〇(株)〇〇 変更届出書(11期) 許可番号〇〇(有)〇〇 変更届出書(20期、19期)	※	1							1						(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設課
26	R7.10.15	R7.11.13	許可番号〇〇〇〇(株) 変更届出書(53期) 許可番号〇〇(株)〇〇 変更届出書(41期)/変更届出書(41期)の訂正について 許可番号〇〇(株)〇〇 変更届出書(11期) 許可番号〇〇〇〇(株) 変更届出書(10期) 許可番号〇〇〇〇(株) 変更届出書(23期)	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設課
27	R7.9.5	R7.11.14	・公聴会(令和7年7月31日開催)に關する委任状 ・「公開による意見の聴取(公聴会)の記録の作成について(令和7年7月31日)」に係る起案 ・「第1374回東京都建築審査会に對する議案の上程並びに委員の招集について(令和7年8月25日)」に係る起案 ・令和7年東京都建築審査会の速記録(第1374回分)	※	1					1	1	1		1			(7条2号) 代理人の氏名、公述者の住所、氏名、共同住宅の名称、共同住宅の階数、区分所有する住戸の住所は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 建物内部の情報は、本件建築物は未着工の段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる情報を公にすることで、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 また、建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (7条6号) 千代田区所管係の直通電話番号は、千代田区が行う事務に関する情報であって、本来公開されていない電話番号であるため、公にすることにより外部からの本事業に關することその他外部からの問い合わせが増加し、所管事務の適切な遂行に支障を及ぼすと認められるため。 また、速記録のうち出席者及び議事内容は、誤記及び表現上の誤りなどの文書訂正などを行う前の校正段階のものであり、公にすることにより、都民の無用な混乱を招くおそれがある。また、東京都建築審査会において承認される前の議事録を開示することは、審査会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部調整課	
28	R7.9.5	R7.11.14	・「公開による意見の聴取(公聴会)の開催について(令和7年7月31日)」に係る起案 ・公聴会(令和7年7月31日開催)に關する標識設置(告示文)位置図及び写真 ・「第1374回東京都建築審査会に付議された議案等の答申について(令和7年8月25日開催)」に係る起案	※	1													—	都市整備局市街地建築部調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	不開示	不開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
29	R7.9.13	R7.11.14	・第1374回東京都建築審査会当日資料 (〇〇関係) ・第1375回東京都建築審査会当日資料 (〇〇関係)	※	1					1	1	1							(7条2号) 建築主代理人の氏名、公述者の住所、氏名、共同住宅の名称、共同住宅の階数、区分所有する住戸の住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 建物内部の情報は、本件建築物は未着工の段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる情報を公にすることで、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 また、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号) 千代田区所管係の直通電話番号は、千代田区が行う事務に関する情報であって、本来公開されていない電話番号であるため、公にすることにより外部からの本事業に関する事その他外部からの問い合わせが増加し、所管事務の適切な遂行に支障を及ぼすと認められるため。	都市整備局市街地建築部調整課
30	R7.9.5	R7.11.14	(仮称) 〇〇計画の建築基準法48条5項ただし書の許可申請に関する申請書類及び図書、添付書類	※	1						1	1							(7条3号) 添付図面における建物内部の情報は、本件建築物は未着工の段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる情報を公にすることで、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 添付図面における建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 また、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建築指導課
31	R7.9.5	R7.11.14	東京都建築安全条例第10条認定申請に係る起案資料 千代田区からの收受文書 陳情書 (8月5日付)	※	1						1	1	1						(7条2号) 意見者の住所、氏名、代表者、共同住宅の名称、区分所有する住戸の住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 建物内部の情報は、本件建築物は未着工の段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる情報を公にすることで、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 また、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号) 千代田区所管係の直通電話番号は、千代田区が行う事務に関する情報であって、本来公開されていない電話番号であるため、公にすることにより外部からの本事業に関する事その他外部からの問い合わせが増加し、所管事務の適切な遂行に支障を及ぼすと認められるため。	都市整備局市街地建築部建築指導課
整理番号31について、一部対象公文書の特定に漏れがあったため、令和8年2月27日に処分変更を行いました。																				
32	R7.9.5	R7.11.14	建築基準法第48条許可申請に係る起案資料 公聴会付議に係る起案資料 千代田区への照会に係る起案資料 建築審査会 (8月開催分) 付議依頼に係る起案資料 建築審査会 (9月開催分) 付議依頼に係る起案資料	※	1														—	都市整備局市街地建築部建築指導課
33	R7.9.13	R7.11.14	(仮称) 〇〇計画の建築基準法48条5項ただし書の許可申請に関する申請書類及び図書、添付書類	※	1						1	1							(7条3号) 添付図面における建物内部の情報は、本件建築物は未着工の段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる情報を公にすることで、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 添付図面における建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 また、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建築指導課
34	R7.9.14	R7.11.14	(仮称) 〇〇計画の建築基準法48条5項ただし書の許可申請に関する申請書類及び図書、添付書類 (仮称) 〇〇計画の東京都建築安全条例第10条認定申請に関する申請書類及び図書、添付書類	※	1						1	1	1						(7条2号) 記録者及び出席者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 添付図面における建物内部の情報は、本件建築物は未着工の段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる情報を公にすることで、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 また、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建築指導課
35	R7.9.18	R7.11.14	(仮称) 〇〇計画の建築基準法48条5項ただし書の許可申請に関する申請書類及び図書、添付書類 (仮称) 〇〇計画の東京都建築安全条例第10条認定申請に関する申請書類及び図書、添付書類	※	1						1	1							(7条3号) 添付図面における建物内部の情報は、本件建築物は未着工の段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる情報を公にすることで、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 また、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建築指導課
36	R7.10.29	R7.11.14	(仮称) 〇〇計画に係る建築基準法第48条許可の決裁書表紙 (仮称) 〇〇計画に係る建築基準法第48条許可通知書 (案)	※	1														—	都市整備局市街地建築部建築指導課
37	R7.9.5	R7.11.14	標識設置届及び変更届の添付書類 令和6年度 第70号 案内図、標識設置位置図及び標識設置状況	※	1														—	都市整備局市街地建築部調整課
38	R7.9.5	R7.11.14	標識設置届及び変更届 令和6年度 第70号	2															当該公文書は、東京都情報公開条例第18条第2項に規定する都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供することを目的とする施設において、一般に閲覧させることができるものとされているものと同一の情報が記載された公文書に該当するため。	都市整備局市街地建築部調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					一部不開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
39	R7. 9. 18	R7. 11. 17	令和元年11月26日付けの建築基準法86条の2に基づく認定(〇〇都市建指建第〇〇号)の起案図書一式	※	1					1	1	1							(7条2号) 測量を担当した担当者名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 測量会社のFAX番号は、法人に関する情報であって、本来公開されていない電話番号であるため、公にすることにより外部からの本事業に関することその他外部からの問い合わせが増加し、事業の適切な遂行に支障を及ぼすと認められるため。 (7条4号) 印影(都の機関及び他の地方公共団体によるものを除く。)は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建築指導課
40	R7. 10. 16	R7. 11. 17	都市再生ステップアップ・プロジェクト(渋谷地区)渋谷一丁目地区共同開発事業に係る近隣説明の徹底について(要請)	※	1														—	都市整備局市街地整備部企画課
41	R7. 9. 21	R7. 11. 20	「〇〇地区第一種市街地再開発事業」の事業区域内における建築基準法48条4項ただし書に基づく許可申請に関する申請書及び添付書類・添付図書一式(令和7年に提出されたものに限る)。	※	1					1	1	1	1						(7条2号) 設計担当者名、管理技術者名及び資格番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 添付図面における建物内部の情報は、本件建築物は未着工の段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関する情報を公にすることで、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 添付図面の建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (7条5号) 建築面積、延べ面積、用途別床面積、駐車台数、地区計画への反映部分、日影図、天空率計算図、斜線検討図は、許可前かつ審査段階の情報であり、未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建築指導課
42	R7. 9. 21	R7. 11. 20	「〇〇地区第一種市街地再開発事業」の事業区域内における建築基準法86条2項に基づく認定申請に関する申請書及び添付書類・添付図書一式(令和7年に提出されたものに限る)。	※	1					1	1	1	1						(7条2号) 設計担当者名、管理技術者名、資格番号、担当者名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 添付図面における建物内部の情報は、本件建築物は未着工の段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関する情報を公にすることで、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 添付図面における建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (7条5号) 建築面積、延べ面積の一部、用途別床面積、施設計画内容に関する部分、日影図、天空率計算図、斜線検討図は、許可前かつ審査段階の情報であり、未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建築指導課
43	R7. 11. 6	R7. 11. 20	令和3年度 広域交通ネットワーク形成等に関する調査委託報告書(新空港線に係る部分に限る。)	32	1						1		1						(7条3号) 「4-65」「4-76」における、未開業路線のうち未公表の情報は、法人に関する情報であって、未公表の情報であるため、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条5号) 「4-74」「4-75」「4-94」における、検討中の情報は、公にすることにより未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	都市整備局都市基盤部交通企画課
44	R7. 9. 26	R7. 11. 21	07都市整再第501号「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可について」原義一式	※	1					1	1	1		1					(7条2号) 生年月日、QRコードは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 保留床の概要及び保留床処分金の額は、個人旅行者及び保留床取得者の事業及び財産管理に関する情報であって、公にすることにより、当該個人旅行者又は当該保留床取得者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、資金計画に関する情報は、個人旅行者の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該個人旅行者又は当該個人旅行者に関する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。さらに、宅地の権利、建築物の権利、権利者に関する情報は、法人の事業及び財産管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は一般には公にされていない情報であり、当該情報を公にすることによって、対応業務が発生するなど業務に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号) 保留床の概要及び保留床処分金の額は、独立行政法人の事業及び財産管理に関する情報であって、当該情報は一般には公にされていない情報であり、当該情報を公にすることによって、当該法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。また、宅地の権利、建築物の権利、権利者に関する情報は、独立行政法人の事業及び財産管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は一般には公にされていない情報であり、当該情報を公にすることによって、対応業務が発生するなど業務に支障を及ぼすおそれがあるため。さらに、公用携帯電話の番号は、公にされていない情報であり、公にすることによって不特定多数の人物から本来の業務に係る関係のない電話がなされることで、職員の適切な業務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開発課
45	R7. 10. 17	R7. 11. 21	許可番号〇〇〇〇(〇〇) 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和7年6月26日受付) 許可番号〇〇〇〇(〇〇) 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和7年8月4日受付) 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和3年5月6日受付) 許可番号〇〇〇〇(〇〇) 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和3年7月14日受付) 許可番号〇〇〇〇(〇〇) 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和4年5月23日受付) 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表(令和4年)/損益計算書(令和4年)/役員等の一覧表(令和5年10月30日受付) 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和6年6月14日受付) 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和6年5月31日受付) 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和6年7月17日受付) 許可番号〇〇〇〇 貸借対照表(令和6年)/損益計算書(令和6年)/役員等の一覧表(令和6年6月14日受付)	※	1						1	1	1						—	都市整備局市街地建築部建設課
46	R7. 11. 5	R7. 11. 21	許可番号:〇〇 会社名:株式会社〇〇 変更届出書(第27期) 現に閲覧に供している部分に限る	21	1								1						(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					一部開示	不開示	不開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
47	R7.11.5	R7.11.21	許可番号：〇〇 会社名：株式会社〇〇 変更届出書（第12期） 現に閲覧に供している部分に限る	18	1													(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課
48	R7.11.7	R7.11.21	令和7年9月から同年11月7日までに多摩建築指導事務所が〇〇に対して行った連絡など全てに関する記録（指導及び処分を除く。）				1											請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しない。	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
49	R7.11.7	R7.11.21	令和7年9月から同年11月7日までに多摩建築指導事務所が〇〇に対して行った指導及び処分に関する記録					1		1				1				(7条3号) 本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の法人に対する調査及び指導の有無を開示することになり、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条6号) 今後当該法人等から都が行う建築指導事務所に対する信頼が損なわれ、当該事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
50	R7.9.25	R7.11.25	「第1375回東京都建築審査会に対する議案の上程並びに委員の招集について（令和7年9月22日）」に係る起案（〇〇計画案件以外を除く）	※	1					1	1	1		1				(7条2号) 建築主代理人の氏名、公述者の住所、氏名、共同住宅の名称、共同住宅の階数、区分所有する住戸の住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 建物内部の情報は、本件建築物は未着工の段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる情報を公にすることで、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。また、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号) 千代田区所管係の直通電話番号は、千代田区が行う事務に関する情報であって、本来公開されていない電話番号であるため、公にすることにより外部からの本事業に関する事その他外部からの問い合わせが増加し、所管事務の適切な遂行に支障を及ぼすと認められるため。	都市整備局市街地建設部調整課
51	R7.9.25	R7.11.25	「第1375回東京都建築審査会に付議された議案等の答申について（令和7年9月22日開催）」に係る起案（〇〇計画案件以外を除く）	※	1													—	都市整備局市街地建設部調整課
52	R7.9.27	R7.11.25	07都市整再第501号「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可について」原義一式	※	1					1	1	1		1				(7条2号) 生年月日、QRコードは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 保留床の概要及び保留床処分金の額は、個人旅行者及び保留床取得者の事業及び財産管理に関する情報であって、公にすることにより、当該個人旅行者又は当該保留床取得者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、資金計画に関する情報は、個人旅行者の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該個人旅行者又は当該個人旅行者に関する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。さらに、宅地の権利、建築物の権利、権利者に関する情報は、法人の事業及び財産管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は一般には公にされていない情報であり、当該情報を公にすることによって、対応業務が発生するなど業務に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号) 保留床の概要及び保留床処分金の額は、独立行政法人の事業及び財産管理に関する情報であって、当該情報は一般には公にされていない情報であり、当該情報を公にすることによって、当該法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。また、宅地の権利、建築物の権利、権利者に関する情報は、独立行政法人の事業及び財産管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は一般には公にされていない情報であり、当該情報を公にすることによって、対応業務が発生するなど業務に支障を及ぼすおそれがあるため。さらに、公用携帯電話の番号は、公にされていない情報であり、公にすることによって不特定多数の人物から本来の業務に関係のない電話がなされることで、職員の適切な業務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開発課
53	R7.10.24	R7.11.25	公聴会（令和7年10月23日）に係る意見書	※	1					1	1							(7条2号) 提出者の住所、氏名、メールアドレス、電話番号、肩書、職業及び年齢は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条4号) 印影及び自署は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼす恐れがあるため。	都市整備局市街地建設部調整課
54	R7.10.21	R7.11.25	許可番号〇〇（株）〇〇 変更届出書（第62期） 許可番号〇〇（株）〇〇 変更届出書（第18期） 許可番号〇〇〇〇（株） 変更届出書（第71期、第70期） 許可番号〇〇（株）〇〇 変更届出書（第7期） 許可番号〇〇〇〇（株） 変更届出書（第14期、第13期）	※	1										1			(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課
55	R7.10.21	R7.11.25	許可番号〇〇（株）〇〇 変更届出書（第16期）	※	1													—	都市整備局市街地建設部建設業課
56	R7.10.21	R7.11.25	許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書（令和7年8月12日受付） / 決算変更届出書（32期、31期、30期） 許可番号〇〇 有限会社〇〇 建設業許可申請書（令和5年3月16日受付） / 決算変更届出書（59期、58期、57期） 許可番号〇〇〇〇株式会社 建設業許可申請書（令和7年8月22日受付） / 決算変更届出書（30期、29期、28期） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書（令和3年9月24日受付） / 決算変更届出書（8期、7期、6期） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書（令和5年3月24日受付） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書（令和5年8月17日受付） / 決算変更届出書（11期、10期） 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書（令和6年3月11日受付） / 決算変更届出書（23期）	※	1										1			(7条4号) 印影および署名は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	不開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
57	R7. 10. 21	R7. 11. 25	許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書 (令和7年6月18日受付) / 決算変更届出書 (20期、19期、18期) 許可番号〇〇 株式会社〇〇 建設業許可申請書 (令和7年9月11日受付) / 決算変更届出書 (45期、44期)	※	1												—	都市整備局市街地建設部建設業課	
58	R7. 10. 21	R7. 11. 25	許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年4月9日受付) / 決算変更届出書 (48期、47期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年9月11日受付) / 決算変更届出書 (36期、35期、34期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和2年12月8日受付) / 決算変更届出書 (36期、35期、34期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和4年5月20日受付) / 決算変更届出書 (37期、36期、35期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年9月2日受付) 許可番号〇〇 (株) (承継後 (株)〇〇) 譲渡及び譲り受け許可申請書 (令和5年11月21日受付) / 決算変更届出書 (1期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 (承継後 (株)〇〇) 建設業許可申請書 (令和4年2月15日受付) / 決算変更届出書 (2期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年7月18日受付) / 決算変更届出書 (23期、22期、21期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年9月9日受付) / 決算変更届出書 (10期、9期、8期) 許可番号〇〇 (有) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年8月20日受付) / 決算変更届出書 (24期、23期、22期)	※	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課
59	R7. 10. 21	R7. 11. 25	許可番号〇〇 (株) 〇〇 決算変更届出書 (令和6年、令和5年、令和4年) 許可番号〇〇 (株) (承継後 〇〇(株)) 建設業許可申請書 (令和7年7月31日受付) / 変更届出書 (令和7年7月31日受付) / 変更届出書 (令和6年10月30日受付) / 譲渡及び譲り受け許可申請書 (令和6年2月9日受付) / 決算変更届出書 (2期)	※	1												—	都市整備局市街地建設部建設業課	
60	R7. 10. 21	R7. 11. 25	許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年9月12日受付) / 決算変更届出書 (20期、19期、18期、17期) 許可番号〇〇 (有) 〇〇 建設業許可申請書 (令和4年12月29日受付) / 決算変更届出書 (63期、62期、61期、60期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年9月2日受付) / 決算変更届出書 (35期、34期、33期、32期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年9月12日受付) / 決算変更届出書 (14期、13期、12期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和5年2月7日受付) 許可番号〇〇 一般財団法人〇〇 建設業許可申請書 (令和7年7月23日受付) / 決算変更届出書 (36期、35期、34期、33期) 〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年9月1日受付) / 決算変更届出書 (15期、14期、13期、12期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年8月26日受付) / 決算変更届出書 (15期、14期、13期、12期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年8月20日受付) / 決算変更届出書 (88期、87期、86期、85期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年9月12日受付) / 決算変更届出書 (5期、4期、3期) 許可番号〇〇 (有) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年8月4日受付) / 決算変更届出書 (20期、19期、18期、17期)	※	1						1							(7条4号) 印影および署名は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課
61	R7. 10. 21	R7. 11. 25	許可番号〇〇 (株) 〇〇 決算変更届出書 (22期、21期、20期、19期)	※	1												—	都市整備局市街地建設部建設業課	
62	R7. 10. 21	R7. 11. 25	許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年7月10日受付) / 決算変更届出書 (45期、44期、43期、42期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和4年10月18日受付) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年8月27日受付) / 決算変更届出書 (55期、54期、53期、52期、51期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年9月10日受付) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年8月22日受付) / 決算変更届出書 (39期、38期、37期、36期、35期) 許可番号〇〇 (有) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年8月29日受付) / 決算変更届出書 (26期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年8月28日受付) / 決算変更届出書 (27期、26期、25期、24期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年8月5日受付) / 決算変更届出書 (50期、49期、48期、47期) 許可番号〇〇 (有) 〇〇 建設業許可申請書 (令和4年4月5日受付) / 決算変更届出書 (28期、27期、26期、25期、24期) 許可番号〇〇 (有) 〇〇 建設業許可申請書 (令和7年9月5日受付) / 決算変更届出書 (19期、18期、17期、16期、15期)	※	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課
63	R7. 10. 21	R7. 11. 25	許可番号〇〇 (株) 〇〇 決算変更届出書 (39期、38期、37期、36期) 許可番号〇〇 (株) 〇〇 決算変更届出書 (66期、65期、64期、63期) 許可番号〇〇 (有) 〇〇 決算変更届出書 (30期、29期、28期、27期)	※	1												—	都市整備局市街地建設部建設業課	
64	R7. 10. 22	R7. 11. 25	許可番号〇〇 〇〇 貸借対照表 (令和6年) / 損益計算書 (令和6年) / 役員等の一覧表 (令和6年11月1日受付) 許可番号〇〇 〇〇 (〇〇) 貸借対照表 (令和6年) / 損益計算書 (令和6年) / 役員等の一覧表 (令和6年12月20日受付) 許可番号〇〇 〇〇 貸借対照表 (令和6年) / 損益計算書 (令和6年) / 役員等の一覧表 (令和7年4月28日受付) 許可番号〇〇 〇〇 (〇〇) 貸借対照表 (令和6年) / 損益計算書 (令和6年) / 役員等の一覧表 (令和7年5月27日受付) 許可番号〇〇 〇〇 (〇〇) 貸借対照表 (令和6年) / 損益計算書 (令和6年) / 役員等の一覧表 (令和7年5月21日受付) 許可番号〇〇 〇〇 貸借対照表 (令和6年) / 損益計算書 (令和6年) / 役員等の一覧表 (令和7年7月2日受付) 許可番号〇〇 〇〇 貸借対照表 (令和6年) / 損益計算書 (令和6年) / 役員等の一覧表 (令和7年7月18日受付) 許可番号〇〇 〇〇 貸借対照表 (令和6年) / 損益計算書 (令和6年) / 役員等の一覧表 (令和7年6月30日受付) 許可番号〇〇 〇〇 貸借対照表 (令和6年) / 損益計算書 (令和6年) / 役員等の一覧表 (令和7年9月3日受付)	※	1												—	都市整備局市街地建設部建設業課	
65	R7. 11. 11	R7. 11. 26	東京都知事許可 第〇〇号 〇〇株式会社 第32期分の変更届出書における以下の書類 (閲覧可能部分に限る) ・表紙 ・工事経歴書 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・完成工事原簿報告書	11	1								1				(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課	
66	R7. 11. 12	R7. 11. 26	事務引継書	29	1												—	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
67	R7. 11. 12	R7. 11. 26	「東京都多摩市聖ヶ丘二丁目〇番〇」に関する旧宅地造成等規制法に係る当該地の台帳記録(許可・届出の有無の確認のため)ただし、個人情報を除く)														東京都事務手数料条例第2条第1項第8号に規定する公簿の証明として手数料を徴収し、東京都多摩建築指導事務所開発指導第二課窓口にて交付しているものであるため。	都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
68	R7.11.12	R7.11.26	建築計画概要書 令和5年度 第5001号	8	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
69	R7.11.12	R7.11.26	1 建築計画概要書を除いた建築確認申請書一式及び設計図書一式(敷地断面図を含むもの) 2 完了検査申請書・報告書一式 3 検査済証交付判決文書					1											建築計画概要書を除いた建築確認申請書一式及び設計図書一式(敷地断面図を含むもの)、完了検査報告書を除いた完了検査申請書一式及び検査済証交付判決文書は、指定確認検査機関(民間事業者)が保有しており、実施機関では現に保有していないため。確認審査報告書、完了検査報告書は、令和5年度に作成された1年保存の公文書であるため、文書保存年限を超過し令和7年度に廃棄済みであり、現在は存在しないため。	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
70	R7.11.13	R7.11.26	令和6年度議案第1002号にかかわる稲城市大字押立字上関○番○における建築基準法第43条第2項第2号の許可に関する協定図、協定書、協定承諾書	2	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
71	R7.11.14	R7.11.27	東京都市計画運河 小名木川運河計画図(東京都江東区常磐一丁目○番○号付近)	1	1														—	都市整備局都市基盤部調整課
72	R7.9.30	R7.11.28	(1)「新空港線及び沿線まちづくり等の促進に関する協議の場(第5回)」の議事にある費用便益比2.01の計算に係る以下の資料一式 (ア)総便益として貨幣換算した各年度の各々の項目の便益金額、金額はそれに対応する社会的割引率により現在価値化する前の金額及び現在価値化した後の金額 (イ)総費用として貨幣換算した各年度の各々の項目の費用金額、金額はそれに対応する社会的割引率により現在価値化する前の金額及び現在価値化した後の金額 (2)業務委託者との会議・メール等やり取りの資料一式					1											(1)請求に係る公文書は、実施期間において作成しておらず現に保有していないため、存在しない。 (2)請求に係る公文書は、実施期間において現に保有していないため存在しない。	都市整備局都市基盤部交通企画課
73	R7.9.30	R7.11.28	(1)令和3年度広域交通ネットワーク形成等に関する調査委託報告書(新空港線以外の個別路線に係る部分を除く。) (2)令和3年度広域交通ネットワーク形成等に関する調査委託 委託契約書	755	1							1	1	1					(7条3号) 種別内訳書における内訳金額は、法人に関わる情報であって、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 また、「4-65」「4-76」における未開業路線のうち未公表の情報は、法人に関わる情報であって、未公表の情報であるため、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 受託者の印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条5号) 「2-35」における検討中の情報は、他の地方公共団体において検討中の事項に関する未公表の情報であり、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 「4-74」「4-75」「4-94」における検討中の情報は、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	都市整備局都市基盤部交通企画課
74	R7.10.1	R7.11.28	「○○地区第一種市街地再開発事業」の事業区域内において、事業者及び関係者が東京都に提出した東京都文教地区建築条例の例外許可に関する申請書及び添付書類・添付図書一式(令和7年に提出したものに限り)。	※	1							1	1	1	1				(7条2号) 設計担当者名、管理技術者名、資格番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 添付図面の建物内部の情報は、本件建築物は未着工の段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる情報を公にすることで、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 添付図面の建物内部の情報は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (7条5号) 建築面積、延べ面積、用途別床面積、施設計画内容に関する部分、地区計画への反映部分、日影図、天空率計算図、斜線検討図は、許可前かつ審査段階の情報であり、未成熟な情報が確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建築指導課
75	R7.11.14	R7.11.28	・土壌汚染調査委託単価表 令和7年4月 東京都都市整備局 ・7都市総企第10号「土壌汚染調査委託単価表の一部改定について(通知)」	※	1										1				(7条6号) 単価欄並びに備考欄中及び注意書き中の単価に関する部分は、都の契約事務に関する情報であって、公にすることにより、都の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 また、内線番号は、公にしていない都の内部管理情報であり、公にすることにより都の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局総務部企画技術課
76	R7.11.14	R7.11.28	建設業新規許可業者名簿(東京都知事許可 令和7年9月、10月分)	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設業課

表の見方
<決定区分>
・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
<(根拠規定)条例7条>
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
<公文書の件名>
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
<公文書の枚数>
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。